

三浦半島労福協主催 あなたの介護セミナー開催!

地域連合共催

～介護が必要になったときに慌てない、仕事と介護の両立について～



3月2日(水)18時30分から、三浦半島労福協主催・地域連合共催で『あなたの介護セミナー』をWEB主体で開催しました。当日は会場には13名、WEBで25組織・50名以上が参加しての開催となりました。



セミナー冒頭、中澤会長からは『介護無料相談チラシ』を紹介、介護の問題は組合員・会員にとって身近な問題になっていることを提起し、今回のセミナーやチラシの情報を有効に活用して、仕事と介護の両立をめざして欲しいと挨拶がありました。

挨拶後、早速セミナーに入りました。講師は県労福協から紹介を頂いた『社会福祉法人いきいき福祉会の長谷川栄子様』に来て頂きました。

セミナーの内容は主に①介護現場の現状②もし家族が要介護になった場合に③会社を辞めることなく対応するには④労働組合の役員として、組合員から相談があった場合にどの様なアドバイスができるのかなどを学びました。

最後に吉澤労福協副会長・兼地域連合副議長より、今回学んだことを職場に展開して、介護の両立出来るようお願いし、終了しました。



家族に介護が必要になったときに

- ・老親が自宅で転んで入院することになった
- ・遠方に住む老親が物忘れの症状がでてきて、生活に支障が出てきた
- ・同居していた老親の家事を自分が担っていたが、自分の病気治療のためにできなくなってしまった
- ・老親が夫婦で暮らしていたが、連れ合いが亡くなり一人になってしまい元気がなくなっている
- ・老親が急に倒れて介護をしなければならなくなった
- ・老親の病院受診の付き添いで仕事を休みたい
- ・介護休暇が取れると聞けたけれど、どうしたらいいのかわからない

どこに相談したらいいの?

何を相談したらいいの?
どんなことを話したらいいの?

どう動いたらいいの?
どうしたらいいのかわからない

介護保険の手続き-申請後(在宅)



仕事と介護の両立について

- ◎仕事を辞めない!と決めた人へ
 ⇒「介護休業」と「介護休暇」の活用
- ◇「介護休業」
- ・対象家族の介護のために休業することのできる制度
 - ・介護が必要な対象家族1人につき、通算93日まで
 - ・この休みは3回まで分割して取得可能
 - ・1年間で93日ではないので注意が必要
 - ・介護休業給付金(雇用保険)あり



仕事と介護の両立について

- ◎仕事を辞めない!と決めた人へ
 ⇒「介護休業」と「介護休暇」の活用
- ◇「介護休暇」
- ・対象家族の介護のために休暇を取ることのできる制度
 - ・対象家族1人の場合1年度に5日まで
 - ・対象家族2人以上の場合は10日まで取得可能
 - ・1日または半日(1日の所定労働時間の2分の1)単位で取得可

